

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改 正 後

(指定無線設備)

第五十一条の二 法第二百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇 MHz 以下、一、七一〇 MHz を超え一、七八五 MHz 以下、一、八〇五 MHz を超え一、八八〇 MHz 以下、一、九一〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を增幅して送信するもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 改 正 前

(指定無線設備)

第五十一条の二 「同上」

〔一・二 同上〕

三 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇 MHz 以下、一、七一〇 MHz を超え一、七八五 MHz 以下、一、八〇五 MHz を超え一、八八〇 MHz 以下、一、九一〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を增幅して送信するもの

〔四 同上〕

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔一～十五 略〕	送 信 設 備	次に掲げる送信設備	
		上限(パーセント)	許容偏差
十六 時分割・直交周波数分割	分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア	八七	八七
ス電話の無線局の送信設備	周波数分割多元接続方式	七九	七九

(一) 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二MHzの送信設備	〔新設〕
〔二〕 第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(時分割	〔新設〕

改 正 前

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔一～十五 同上〕	送 信 設 備	〔同上〕	
		上限(パーセント)	許容偏差
十六 時分割・直交周波数分割	分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア	〔同上〕	〔同上〕
ス電話の無線局の送信設備	周波数分割多元接続方式	〔同上〕	〔同上〕

(一) 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備	〔新設〕
〔二〕 第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(時分割	〔新設〕

ス電話の無線局のうち、

時分割・直交周波数分割

多元接続方式デジタルコ

ードレス電話の親機（時

分割・直交周波数分割多

元接続方式デジタルコ

ードレス電話の無線局のう

ち、主として同一の構内

において固定して使用さ

れるものをいう。以下同

じ。）以外のものをい

う。以下同じ。）の送信

設備

その他の無線局の送信設備

〔十七・十八 略〕	八七	
〔十七・十八 略〕	四七	

〔副次的に発する電波等の限度〕

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与える限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その

回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔2 略〕

陸上移動局	無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
下、一、八〇五MHzを超	一、四二七・九MHzを超	〔略〕	〔略〕	任意の一〇〇kHz幅で（二）五
MHz以下、一、七八五以	え一、四六二・九MHz以	ア 三〇MHz以上	〔略〕	任意の一〇〇kHz幅で（二）五
を超え一、七八五以	下、一、四七五・九MHz	イ 一、〇〇〇MHz	未満	七デシベル以下の値
MHz以下、一、七一〇・九	を超え一、五一〇・九	ア 三〇MHz以上	〔略〕	七デシベル以下の値
七五GHz以下	イ 一、〇〇〇MHz	未満	〔略〕	七デシベル以下の値
シベル以下の値	任意の一MHz幅で（二）四七デ	任意の一MHz幅で（二）四七デ	〔略〕	七デシベル以下の値

〔2 同上〕

第三第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔副次的に発する電波等の限度〕

第二十四条 〔同上〕

陸上移動局	無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
下、一、八三	一、四二七・九MHzを超	〔同上〕	〔同上〕	任意の一〇〇kHz幅で（二）五
・九MHz以下、一、七八四	え一、四六二・九MHz以	ア 三〇MHz以上	〔同上〕	任意の一〇〇kHz幅で（二）五
MHz以下、一、七八四	下、一、四七五・九MHz	イ 一、〇〇〇MHz	未満	七デシベル以下の値
七五GHz以下	を超え一、五一〇・九	ア 三〇MHz以上	〔同上〕	七デシベル以下の値
MHz以下、一、七五四・	を超え一、五一〇・九	イ 一、〇〇〇MHz	〔同上〕	七デシベル以下の値
シベル以下の値	任意の一MHz幅で（二）四七デ	任意の一MHz幅で（二）四七デ	〔同上〕	七デシベル以下の値

6  
一、七四四・九  
MHzを超え一、七八四・九  
MHz以下又は一、八三九・九  
MHzを超えて一、八七九・九

[4  
5  
略]

装置 の電波を受信する受信 装置	陸上移動中継局		装置 の電波を受信する受信	え一、八八〇 MHz以下、 一、九二〇 MHzを超えて一 、九八〇 MHz以下又は二 、一一〇 MHzを超えて一 一七〇 MHz以下の周波数
	〔略〕	一、四二七・九 MHzを超 え一、四六二・九 MHz以 下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七一〇 MHz を超え一、七八五 MHz以 下、一、八〇五 MHzを超 え一、八八〇 MHz以下、 一、九二〇 MHzを超えて一 、九八〇 MHz以下又は二 、一一〇 MHzを超えて一 一七〇 MHz以下の周波数		ア 三〇 MHz以上 一、〇〇〇 MHz
	〔略〕	イ 未満 七五 GHz 以上一二・ MHz 任意の一 MHz 幅で(二)四七デ シベル以下の値		任意の一〇〇 kHz 幅で(二)五 七デシベル以下の値

[4  
5  
同上]

波を受信する受信装置 の電波を受信する受信 装置	陸上移動中継局		波を受信する受信装置 ○ MHz以下の周波数の電 波を受信する受信装置	九・九 MHzを超えて一、八 九二〇 MHz以下、一、九 八〇 MHz以下又は二、一 一〇 MHzを超えて一、一七
	〔同上〕	一、四二七・九 MHzを超 え一、四六二・九 MHz以 下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、七一〇 MHz を超え一、七八四・ 九・九 MHz 以下、一、八三 MHz 以下、一、八 MHz を超え一、八 MHz 以下、一、九 MHz を超え一、九 MHz 以下又は二、一 八〇 MHz 以下又は二、一 一〇 MHz を超え一、一七 MHz 以下の周波数の電		ア 三〇 MHz以上 一、〇〇〇 MHz
	〔同上〕	イ 未満 七五 GHz 以上一二・ MHz 任意の一 MHz 幅で(二)四七デ シベル以下の値		任意の一〇〇 kHz 幅で(二)五 七デシベル以下の値

MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のため

の通信等を行う無線局並びに「一、七一〇MHzを超えて、七八五MHz以下又は「一、八〇五MHzを超えて、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するシンガルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 略〕  
〔一・二 略〕

### 三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局

基地局	無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
〔略〕	〔略〕	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以 下（一、七九五MHz以上一、八九〇MHz 以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇 二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デ シベル以下の値
〔略〕	〔略〕	二、〇一〇MHz以上を除く。）	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

#### （携帯無線通信の中継を行なう無線局の無線設備）

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行なう無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超えて、七八五MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

〔一・二 略〕

### 〔一・二 同上〕

### 三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局

基地局	無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
〔同上〕	〔同上〕	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以 下（一、八二九・九MHz以上一、八八 九・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上 二、〇一五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デ シベル以下の値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

#### （携帯無線通信の中継を行なう無線局の無線設備）

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行なう無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超えて、七八五MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

〔一・二 同上〕

MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行なう無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のため

の通信等を行う無線局並びにシンガルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

### 〔一・二 同上〕

### 三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局

基地局	無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
〔同上〕	〔同上〕	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以 下（一、八二九・九MHz以上一、八八 九・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上 二、〇一五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デ シベル以下の値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

#### （携帯無線通信の中継を行なう無線局の無線設備）

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行なう無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超えて、七八五MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

〔一・二 同上〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区分	周波数	基地局の無線設備
	七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、八〇五 MHz を超え一、八八〇 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え一、一七〇 MHz 以下	九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え一、一七〇 MHz 以下
	七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四九〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、七一〇 MHz を超え一、七八五 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七一〇 MHz を超え一、七八五 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下
	七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下

〔一 略〕  
二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

〔1 略〕

## (2) 陸上移動局の無線設備

〔イ・ロ 略〕

(ハ) その他のもの 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振

幅変調又は三五六値直交振幅変調

〔ロ・ハ 略〕

〔2～6 略〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区分	周波数	基地局の無線設備
	七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え一、一七〇 MHz 以下	九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え一、一七〇 MHz 以下
	七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四九〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、七一〇 MHz を超え一、七八五 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下
	七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下	九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下

〔二 同上〕  
二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

〔1 同上〕

## (2) 陸上移動局の無線設備

〔イ・ロ 同上〕

(ハ) その他のもの 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調

〔ロ・ハ 同上〕

〔2～6 同上〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇 MHz を超え一、〇二五 MHz 以下又は三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつて

第四十九条の六の十 「同上」

は、第二号ロの条件)に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

〔2～6 略〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)  
第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多重方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

〔ロ～ホ 略〕

〔二 略〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方

式広帯域移動無線アクセシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交

〔一 同上〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局の送信装置にあつては、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

〔2～6 同上〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)  
第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。)から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外のものをいう。以下同じ。)への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多重方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

〔ロ～ホ 同上〕

〔二 同上〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方

式広帯域移動無線アクセシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 「同上」

う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超えて、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備(第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

三 送信装置の空中線電力は、○・四ワット以下であること。ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、○・二ワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル(空中線電力が○・二ワットを超える場合は一デシベル)以下であること。

〔五 略〕

〔4～8 略〕

3 〔2 同上〕  
〔一・二 同上〕

〔一・二 同上〕

三 送信装置の空中線電力(キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、○・二ワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

〔五 同上〕  
〔4～8 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

名 由 滞	名 由 滞
別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号-(1)関係)	別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号-(1)関係)
第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書	第一 [[同左]]
〔様式略〕	〔様式同左〕
〔注1・2 略〕	〔注1・2 同左〕
3 2 の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。	3 [[同左]]
〔1)～(3) 略〕	〔1)～(3) 同左〕
(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからタに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。	(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからタに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。
〔ア～エ 略〕	〔ア～エ 同左〕
オ <u>1710MHzを超える1785MHz以下及び1805MHzを超える1880MHz以下</u> の周波数帯	オ <u>1744.9MHzを超える1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超える1879.9MHz以下</u> の周波数帯
〔カ～ク 略〕	〔カ～ク 同左〕
〔(5)・(6) 略〕	〔(5)・(6) 同左〕
〔4～12 略〕	〔4～12 同左〕
〔第二～第六 略〕	〔第二～第六 同左〕
備考 横中の〔 〕の記載は社説である。	

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基

準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

6 第三項又は前項によりなお効力を有するとされた無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等であつて、一、七四四・九MHzを超える一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下「旧無線設備」という。）の技術基準適合証明等については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この省令による改正後の一、七一〇MHzを超える一、七八五MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（設備規則別表第二号第12の5の規定に基づき電波の型式に冠して表示する占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。